戦争できる国家へ一教育基本活を「改正」?

「安倍首相は今国会で、『教育基本法改正案』を最優先 すると指示した」と報道されています。

教育基本法とは、憲法に準じた法律(基本法)です。 そこでは、第1条に、教育の目的として、

「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び 社会の形成者として、真理と正義を愛し、 値をたつとび、勤労と責任を重んじ、 自主的精神に 充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われ なければならない。」

そして、第2条では、教育の方針として、

「 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所に おいて実現されなければならない。この目的を達成す るためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、 自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、 文 化の創造と発展に貢献するように努めなければなら ない。」と規定されています。

この目的に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐく んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊 重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこ

と。」という一文を付け加え

「我が国と郷土を愛すること」押しつけよう と変えられようとしているのです。

そのねらいは、戦争に進んで参加する子どもたち を作ろうとしていると思われます。

また、(教育行政) 第 10 条 では**「教育は、不** 当な支配に服することなく、国民全体に対し 直接に責任を負って行われるべきものであ る。」と、教育行政も含めた「不当な支配」を禁じ ていますが、

これを「(教育行政) 第十六条(1)教育は、不 当な支配に服することなく、**この法律および他の** 法律の定めるところにより行われるべきもの であり、教育行政は、国と地方公共団体との適 切な役割分担および相互の協力の下、公正かつ 適正に行われなければならないこと。」という一文を 教育行政によって、教育を監督・指揮 加え、 (支配) しようとしています。

それが、**「日の丸や君が代の押しつけ」**となっ て現れています。

が日本国憲法でした。

人々は、そのことを固く誓って戦後の歩みを始めました。

が奪われたことでしょう。

いを二度と再び繰り返してはならない

どの惨害を及ぼし、

自らも深く傷ついてこの国は戦争に敗れました。

近隣の多くの国々とそこに暮らす人々に償いきれない

いかに多くの人々の生身が引き裂かれ、

血が流され、

たとえどんな理由があろうと、このような愚かな行

残された焼け土の大地に生き残った

その誓いの結晶こそ

今から五九年前、

この戦争を通じ、

一万人宣言への賛同署名を集めています!現在6158 筆!

既成事実の上に立って、

といえるものになりました。そして今、

イラク復興支援という名で、

戦争状態

自衛隊が創設され、

実質的には軍

を許し、

国土は幾度も戦争の基地となり、

す理性の光でした。

それは、なお野蛮な暴力が支配する世界に対し、

この国はもう決して戦争などしない、

だからそのための軍隊も持たない。

次の世界を力づよく指し示

しかし、その後の日

本の歩みは憲法の理想を裏切ります。

外国の軍

の国にその軍隊を派遣するにいたりました。さらに、そうして積み重ねられた

ついに、憲法そのものが書きかえられようとしていま

宣言に名前を連ねます。

二〇〇四年三月

代が平和への理想のともしびを消し、 数の人間の命を奪う戦争を正当化することを私たちは拒否します。私たちの世 人の死が想像するだけでこんなにつらいのだから、 ても小さく、か細く聞こえます。 いま、権力の大きさと、既成事実の重みの前に、 たった一人の子どもの命がこんなに愛おしいのだから、たった一人の近 絶対にあってはならないことです。 でも私たちは、 血塗られた歴史への扉を再び開くこと 平和と、 私たち一人ひとりの声はと どのような大義があれ、

たちに戦火も飢えもない新しい世界を贈るために、 憲法を守りたいという、心の声に忠実でありたいと思います。 いつか友情で結ばれた平和な世界を築くために、 私たちにできる方法で広め、 強くしたいと思います。 平和を守るための 世界中の子ども そして、

【平和と憲法を守りたい和歌山一万入宣言

平和と憲法を守りたい市民の声 news

●○● 第2号 2006年10月29日 ●○●



武力で平和は守れない!!

北朝鮮の核実験に抗議

10月9日、北朝鮮が、地下核実験を行ったと発表しました。

私たちは、北朝鮮当局に対して、核開発計画の放棄と保有する核兵器の即時の廃棄を要求します。同時に、すでに大量の核兵器を保有して「核大国」の特権を享受する五大国及びインド・パキスタン等の新興核保有国に対しても、一刻も早くその抑止戦略を放棄し、保有核兵器を廃絶することを呼びかけます。

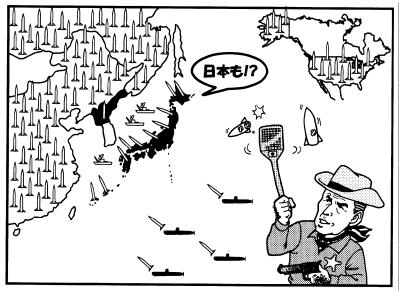
周辺事態法適用は戦争への道

イラスト:ヤッホーおじさん

日本の政府・与党の要人が、今回の事態を 受けて、周辺事態法の適用を検討していると 報じられています。これは、「周辺事態」と認 定することによって、船舶検査や、検査を実 施する米軍への支援を可能にすることを意味 します。

北朝鮮の核実験を理由に日米が臨戦態勢をとるなら、ほんとうの戦争につながってしまいます。それによって傷つき苦しむのは、私たちアジアの民衆です。

日本は、どこまでも外交的解決を追及する べきです。



イラク戦争に突き進んで抜き差しならなくなった米国が再び北朝鮮に対しても戦端を開こうとするなら、 それを押しとどめるのが日本の役割です。周辺事態法の適用は、その平和的解決の道に逆行する暴挙で あり、断じて許してはならないと私たちは訴えます。

とんでもない「ニッポンも核武装」の論理

さらに憂慮すべきことは、政府要人の中に、日本も核兵器を持つことで対抗すべきだと公言するものが 現われたことです。歴史上ただ二度の核攻撃の惨禍を私たちはもう一度再確認する必要があります。

ヒロシマ・ナガサキで被爆した人たちの懸命の訴えによって、世界中に核兵器廃絶の声が広がる中で、 北朝鮮の核実験で、日本も核武装すべきという論理がなぜ出てくるのでしょうか。

どの国の民衆であれ、核戦争の犠牲になることは 決して許容できるものではありません。核戦争という 愚かな自滅への道から脱するためには、米国を初め とする核保有国自身の核軍縮・廃絶でしかありえない、 そしてそのことを訴える歴史的使命が日本にはあると 思います。

平和と憲法を守りたい市民の声

<連絡先> 〒640-1122 和歌山市西庄 1024-15 松浦攸吉方 電話/FAX 073-451-5960

http://wpeacev.seesaa.net/